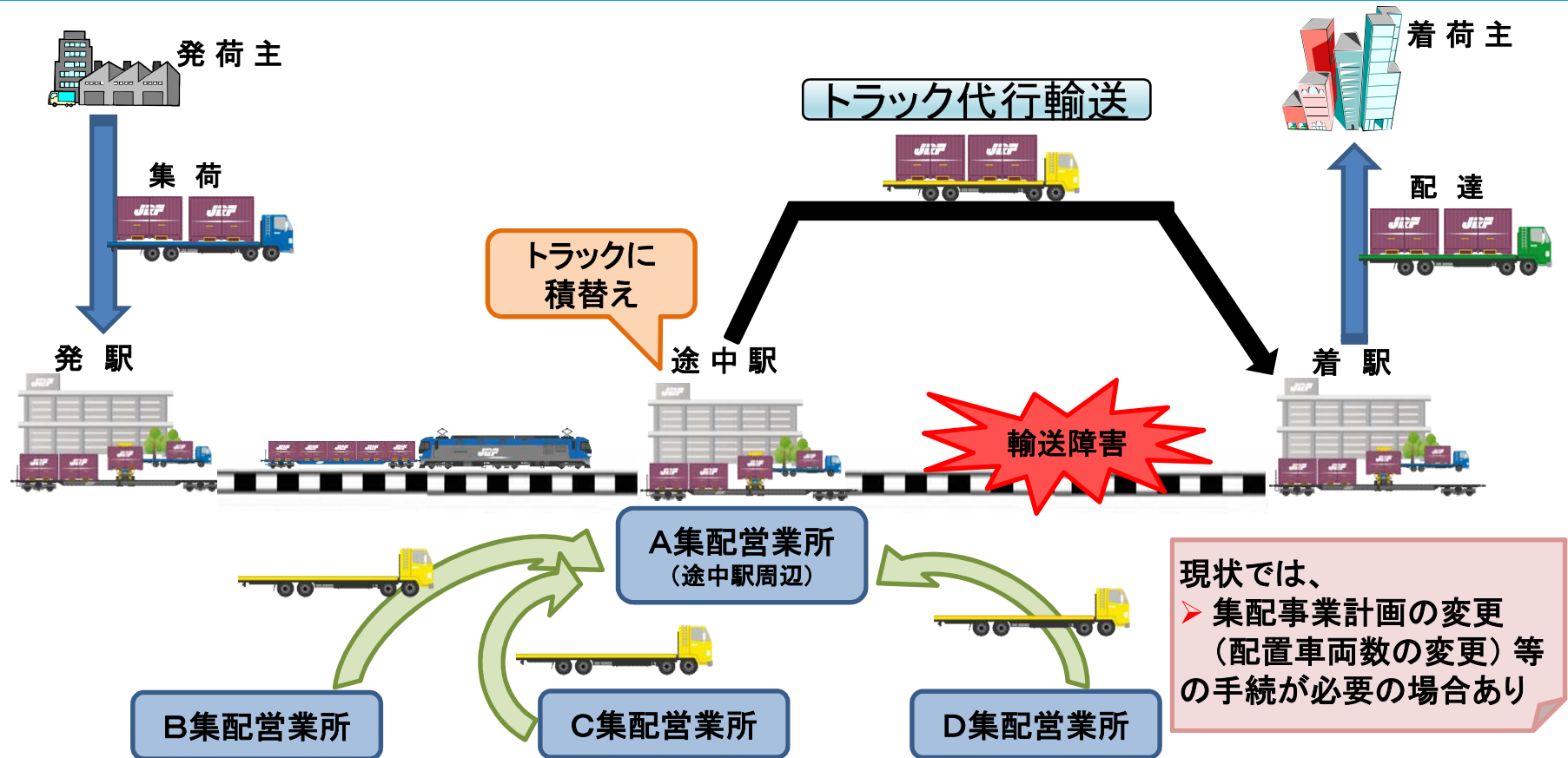


鉄道輸送障害時における集配営業所間の車両移動の弾力化



鉄道輸送障害時においても、物流を維持するためには、
必要となる代行輸送のトラックを迅速に集めることが必要不可欠

鉄道輸送障害時における集配営業所間の車両移動の弾力化を可能とする通達を発出

- 「一定期間(30日以内)」、「運行管理及び車両管理を引き続き配車元の集配営業所で行う」との要件を満たすものについては、増減車に係る集配事業計画の変更手続(事前届出)等を不要とする